



平成 18 年 4 月 27 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長 山口 英大
代表TEL 06-6440-3111

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および本日開催の当社第 55 回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の割当てに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

第 1 回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 48,000 株

3. 新株予約権の数

48 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4. 各新株予約権の発行価額および発行日

各新株予約権は無償で発行するものとし、これを発行する日(以下、「発行日」という。)は平成 18 年 4 月 27 日とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

48,000 円

7. 新株予約権の行使可能期間

平成 18 年 4 月 28 日から平成 38 年 4 月 27 日まで

8. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社および当社連結子会社の取締役（将来当社が委員会等設置会社に移行した場合における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者は以下の①②に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成 37 年 4 月 27 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成 37 年 4 月 28 日から平成 38 年 4 月 27 日まで

②当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から 15 日間

(3) 1 個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする。

9. 新株予約権の消却事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の株主配当金または中間配当金については、新株予約権の行使が毎年 2 月 1 日から 7 月 31 日までになされたときは当該年の 2 月 1 日に、毎年 8 月 1 日から翌年 1 月 31 日までになされたときは当該年の 8 月 1 日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

13. 割当先の概要

当社取締役および執行役員の合計 27 名に割当てる。

【ご参考】

定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 18 年 3 月 1 日

以 上